

インド村落共同体研究についての覺書

—十九世紀におけるイギリス人による諸論考—

荒松雄

一 まえがき

二 十九世紀前半におけるインド村落と關する諸報告について

三 十九世紀前半における諸論説、とくに M. Elphinstone, H. H. Wilson について

四 G. Campbell について

五 H. S. Maine の村落共同体論について

六 十九世紀後半の状況、および J. D. Mayne について

七 B. H. Baden-Powell のインド村落論について

八 おんがき

— まえがき

村落共同体の問題は、現在においてもかなりに複雑な内容を提供しており、その規定がそれまでの異った視点と方法とによってなされてくることは周知のとおりである。最も普通には、あのじわゆる Markgenossenschaftstheorie を

インド村落共同体研究についての覺書

はじめとして、十九世紀以降各地において見出された村落の特徴的な社会的結合への注目と、原始古代社会の歴史的解明の進展から、それを人類社会發展の一一定の段階における、いわば歴史的範疇として考察されてきた場合であつて、これを最も明確に体系づけているのはマルキシズム史学であらう。その場合、村落共同体を人類社会の發展の過程において、具体的にはどのように規定し、また位置づけるかということは、なお問題とされているにもせよ、その理論が、土地の集團的所有から、その解体の過程を通じて土地私有があらわれるという、土地所有關係の段階的規定によつて裏づけられていくことはいうまでもない。

しかし乍ら、同じように村落共同体という一つの社会結合の様式に注目しつゝも、以上のような意味における、歴史的範疇としての段階的把握とは、一應別個に、いわば近代市民社会との対比において、旧い農村的な社会をみるために一つの基礎的な型を示すものとして共同体的村落に注目する人達もある。そしてそれは、日本をふくめてのアジア諸社会の、いわば前近代的な社会關係の存在を指摘しつゝ、現実におけるアジア社会の諸矛盾とその進歩の道の探究に努めようとする実践的な意圖をもふくめてなされている。こうした態度は、さきにあげた歴史的範疇としての村落共同体理論とは、人類社會の發展をいわば段階的に把握しようとしている点においては、もとより深い関連をもつてゐるとも考えられよう。そして後者の場合には、なによりも強調されるのは、生活様式・生産關係における村落社会の、いわば閉鎖的、あるいは自足的体制である。

ところで、そのいすれの立場から、あるいはまたその他の視点から、いわゆる村落共同体あるいは共同体的村落結合の問題がとりあげられるにせよ、その分析の基盤が、十八世紀末以來、世界の各地において見出されてきたところの、さまざまな村落社会への考察にあることはいうまでもない。そして本稿でとり上げる、インドにおける村落共同

体も、その一つであつたのである。しかし從來、日本においては、いかなる視点からにもせよ、インド村落共同体に言及される場合、その分析の上に築き上げられた結論のみを安易に受入れ、あるいは批判してきた傾向がないでない。インド研究のわが国における未発達な状態は、それをそのまま許容してきただ觀がある。だが從來、インド村落共同体は、どのような視点から、どのような問題としてとらえられてきたのであらうか、そしてその実態はいかなるものであり、歴史的にはいかに考えらるべきであらうか。それらについての具体的な内容は、わが国では二三の論者を除いては、ほとんどふれられなかつたのである。

インド村落共同体の問題は、その分析の素材を、いさまでなく主としてイギリス人およびインド人の諸調査、研究に負うてゐる。十八世紀以前においても、断片的な記録は見出され得るにしても、この問題が廣はんに紹介検討されるに至つたのは、主として十九世紀初頭以後のことといえよう。イギリス東インド会社が、ベンガール・オリッサ・ビハール地方における、いわゆる *Diwani* を獲得して以來、インドにおける会社による土地領有が現実的な問題となつていつた。会社の支配が、ベンガール地方より、數次にわたる、マイソール・マラーター戦争をへて、マドラス会社のおかれた事実上の土地領有者としての立場は、いわゆる Settlement システムの実施の諸過程を通じて、こうはじめて、インドの廣はんなる諸地域にわたつて、その社会の内部に直接に接触することとなつたのである。そしてした諸地域におけるインド固有の社会構造の末端にまでふれてゆかなければならぬ必然性をもつてゐた。勿論それが支配者としてのある限界をともなつたことは考へられる。しかし、この過程において、ともかくも、從来の土地所有關係、revenue 徵收機構、あるいは自治、自足的な結合關係等を通じて、インド村落の構造も、次第に彼らの眼

に映じていつたのである。

のちに詳細にふれるように、彼らは当初その直面したインド社会の構造を正当には理解できなかつた。社会構成をみる場合の彼らにつきまとうイギリス的觀念をもつてして、しかもインドの歴史的諸條件にほとんど無知であつた彼らにとつて、それは当然のことであつたであらう。しかし彼らは、それにもかゝわらず、自己の眼に一應奇異にうつたインド社会の状態について、その体験と彼らなりの觀察とを報告し、またそれに基いて彼らの統治を進めていつたのである。こうして残された資料は、われわれが今日それに接する場合、かなりの批判的態度をもつて臨むことが当然要請されるであらう。とくに現地調査を体験せず、文献的解釈あるいは類推が試みられた場合にはなおさらのことである。こうした批判の餘地の存することは（このこと自体、実は、当時のイギリス人が、いかにインド社会を理解したかという素材をそのまま提供してくれる点で、近代ヨーロッパとアジア社会との接触史上の興味ある資料となるのであるが）、イギリス人によるインド村落共同体に関する資料と研究に接する場合、まず注意さるべき点でなければならない。

さらに、イギリス人のインドにおける支配者的地位から、そのインド社会觀察の視点が制約されていることも、ある場合には充分考慮さるべきであらう。とくに十九世紀前半、インド村落社会を中心とする土地所有=rentent 徵收の調査の多くが、東インド会社による Settlement 政策の前提としてされてきたことを思えば、このことはかなりに注意される必要がある。（さらにのちに、いわゆるインド帝国の成立以後、イギリスのインド政策の成果の過大評價される傾向が、少なからずあつたことは周知の如くである。こうした反面、本稿では直接問題とならないが、インド人自身による自らの社会に対する理解のあるものが、そのイギリス支配への反抗とナショナリズムとの立場か

の、インド社会に固有の諸システムを辯護し、あるいは賞讃する傾向のあることにつけても、また正当に批判せねば
き餘地が充分残されてゐるといえよう。)

ところで、さきにも述べたとおり、いわゆる村落共同体に対する範疇的規定はそもそもその視点からなされ得るが、
こゝでさしあたりてとりあげられる、イギリス人により用ひられたところの村落共同体（village community）といふ
語は、一應それらとは別個に、自由に理解されなければならない。のちに述べるところ、「village community」な
る概念は、十九世紀初頭の報告においては、勿論必ずしも一つの歴史的範疇として用ひられてゐるわけではなし。そ
れは、彼らによつて、インド村落の諸種の結合関係に対して附せられたところの、いわば一つの説明概念であるとい
ふやう。この点は、今までにならぬことであるが、問題の混乱をさけるためにあらかじめふれておきたい。“Village
community” という概念によつて、インドにおけるイギリスの支配の確立の過程について、彼らがどのよだんな関心か
が、どのような問題をとり上げようとしたか、ということ自体が、実は本稿で扱われるべき一つの問題である。

インド村落の研究は、現実におけるインド社会の把握のための、従つてまたその歴史的構造の解明のための、基本
的な問題の一つである。そしてわが国における研究は、まず、従来の研究成果を、問題史的視点から、批判的に攝取
しなければならないのがその現状であらう。本稿は、そうした意味において、私自身のインド研究のための一つの出
発点でもあり、その前提的な覚書でもある。しかし本稿でさしあたりて問題とした対象がすでに私自身にとつて不當
に膨大であり、各論著の紹介もきわめて概括的なものにならざるを得ず、その分析批判の方法も雑然たるものに終ら
ざるを得なかつた。そして紙数の都合上、はじめ予定してした K. Marx のインド論にやれることのできなかつたの
も遺憾である。しかし私は、インドにおける土地所有権、およびいわゆる revenue についての、歴史的諸問題について

ては、あらためて発表したじゅ題ひじゅのや、本稿にはほんとんも述べぬことのやきなかつた各論著におけるそれらの問題についての具体的な内容もその機会にゆずることとした。

II 十九世紀前半におけるインド村落に関する諸報告について

十八世紀後半に至るまでの、東インダ会社による商業資本的「東インド貿易」の形態において、イギリス人がインダとの交渉をもつていた限りにおいては、彼らのインダ社会の内部構造への着目も、それ程必要ではなかつたであらうし、セムセムのところ、好奇心や皮相的観察の域にとどまつてゐた。しかし、Plassey の戦をくじ、一七六〇年、Burdwan, Middapur, Chittagong などの諸地方におけるじむの Diwāni を獲得した東インダ会社は、Buxar の戦後、一七六五年、バンガール、ムバール、オリッサの廣はんな地方にわたる Diwāni を得て、これら地方の事实上の行政管理権を掌握するに至り、実質的な土地領有者としての支配権を獲得するに至つたのである。バンガール地方における会社の revenue 徴収の方式は、じねん dual administration をくじ、從來の徵収請負制度を利用した競賣入札制のものとは異なる形態が採用されたのか、ひとえ Lord Cornwallis の一七九三年三月の "Proclamation" によると、わゆる Permanent Zamindari Settlement とよんで、決定的に固定されたと言えよう。從來の仲介商業資本的東インダ会社の、土地領有者としてのじみした姿貌の過程において、イギリス人ははじめて切実な問題として、インド社会構造的具体的一面に触れてゆくこととなつたのである。彼らは revenue 徴収者としての現実的利害関係から、バンガール地方における從來の土地所有＝revenue 徵収關係の実態を知らなければならなかつた。イギリス社会の一般的構

成とは全く異つたインド社会の実態は、当初これに接したイギリス人の理解をはるかに超えるものがあつたことは、当時の諸文献の示すところである。そして、この地方に廣はんに見られた Zamindar が、いわばイギリスの近代的地主の如き地位に固定した一七九三年の決定は、イギリス的な理解の上に強引になされたところの、近代的土有所有関係のインシグニシの導入の、最初のモデルであつたのである。

一七九三年のこの決定を語して、インド人たる Romesh Dutt が「應稱讀し得る」のは彼の立場を考えれば、興味あることであらう (R. Ch. Dutt; *The Economic History of India under early British rule* (1901). fifth ed. pp. 95—97.)。それはむかくとこゝへ Baden-Powell ゼ「中國の境界を確定せんじた」と、まだ一回の調査めなしに行われた」とシマ (B. H. Baden-Powell; *Landsystems of British India*, Vol. I. 1892, p. 407. 並に B.-P. *Landsystems* ～略編)、まだ、このシステムを「無知の果実であるばかりではなく無知の保全者でもあつた」として現代イギリス史学者の評價もある (The Cambridge Shorter History of India, 1934, p. 703)。われらの評價は最も興味ある問題を提供するものではあるが、本稿に関する問題として何よりも特徴的なのは、土地所有 = revenue 徵收關係における Zamindari システムの優越してしたぐハガール地方において、しかも徵收額増加による利益を最大の問題と考え、皿の權威を土着支配権力とすりかえた会社によつて行われたこの施政段階においては、イギリス人のインド社会構成への関心も、会社と Zamindar (従來の関係に直せば、そのまゝ国家あるいは地方的支配権力と、中間者・地主的階層)との関係の周辺における問題にとまり、村落あるは社会構成の末端における直接耕作者たる Raiyat 階層にまではおよばなかつたところである。従つて、そこでは、以上の限界内での revenue の性格、それが rent か tax かとしう問題、土地所有権が國家（君主・地方的支配権力）、Zamindar のうちにあるか、としうような問題はすでにとり上げられてく

る。しかし村落内における生産諸關係、あるいは村落システムの特異な遺制等に向つては、彼の関心は容易に注がれなかつた。のちにトマスの「ボイナン」の調査をした Holt Mackenzie も、その一八一九年七月の覚書の中で、「當時では「マハカールの場合」、村落共同体によるやるべきの権利についての知識は、ほとんど存在していなかつた」と述べてゐる (B-P., Land-systems, II, p. 16)。

マドラス地方における Settlement の諸形態およびその実施の過程、その間接的イギリス的、近代的意識とマニ社会支配の矛盾をよく示してゐる Thomas Munro の立場などについては、今すぐ得なことは感念である。また支配権力と直接耕作者との直接の關係の從來の形態の上に採用せられたくわしく Raiyatwari Settlement と、併じてマドラスの Board of Revenue によって主張されたくわしく Village lease-system の構想は、Village Settlement と称せられ、一方耕との成立 (ノルマニのシヤせられしめだの B-P., Land-systems, III, pp. 27-39 参照) も興味あることである。されば、マドラス地方における本社の政策の進展の過程において、この地方の村落のシステム、Raiyat の生活は、イギリス人の切実な関心をひき、マニ社会構成の問題は、支配権力—(中間者地主的階層)—(村落)—直接耕作者—の三連の系列において、せんじて問題にされるに至つたと言えよう。十九世紀初頭におけるマドラスの Board of Revenue の書簡・報告の類は、この点における貴重な資料であり、なかでも一八一一年の下院特別委員会の第五報勘定 (Fifth Report of the Select Committee of the House of Commons, 1812) は最も重要な記録を遺してゐる。これに T. Munro の觀察も後半と深く繋がるものである。またこの題一八〇〇—一〇一年とかけて、さかく南印度各地に派遣された Francis Buchanan の記録 "Journey through Mysore and southern India," London, 1807 があるが、その記録も一處あわせておこう。

當時の ラウラム 「ガーハン」 における Marquis Wellesley 及び “Ceded districts”, General Lake 及び “Conquered districts” 等の領有地拡大にともない、十九世紀初頭以来、この方面的 Settlement 実施の会社の切実な課題が現れた。一八〇七年任命の特別委員会の意見、これを支持した総督と、会社理事会の Revenue Settlement における Permanency の問題についての意見対立は、最後のマーティー戦争の結果接收された Peshwa の領地においてもまた見られたが、ついに一八二一年以後、Permanency の動きは一應と認められた。この間の事情は Revenue 政策における会社の現実的利益追求の立場をよく示すものである。Holt Mackenzie が、彼の有名な覚書を提出したのは、以上の如き事情のもとににおける一八一九年七月の ヒンドウ 「ガーハンにおける村落共同体の存在を指摘し」「村落が調査やくぎんなどを暗示した」ものであつて (Dutt, I, p. 19), Baden-Powell は、「ガーハンの土地所有に関する……近代的知識の出発点である」 と評價せねども (B-P., Land-systems, II, p. 20)。この結果の地方に採用された Settlement の一形態たる マハーラーニ Malabar Settlement 及び タラクの場合に問題とされた村落を対象としたシステムとの差違にのべられ、論議する餘裕はない。たゞ前者が、心やしも「北インダ」の村落的社會構造の特質の理解の上に立たれたものではなく、会社の利害關係によく合致するように立案された点が見逃されてはならないところにだけはられておきた。一應村落を Revenue 徴收の基点としている。この地方の村落体制が急速に崩壊していったところの事実にも、以上のことは明瞭にうかがえるであらう。こうした傾向に対して、總督 W. Bentinck 及び Charles Metcalfe は、この ガーハン における福祉政策的な、インド社會在來の古制保存の思想が強調されねばならぬと考へた。Metcalfe は、一八三〇年の覚書の中で次の如く述べてゐる。

「村落共同体の連合は、……ハンズの民衆の保全に貢献してきた、と私は考へてゐる。……私はそれ故に、村落

制度が決して妨げられることのないようにならざるものであり、また私は、それらを破壊する傾向を持つところのすべてのものを懲れるものやねえ。……」(Dutt, I, p. 387)

インド社会の、ムガール的体制下におけるそれなりの、いわば安定期的秩序と、政策的意図との結びつきが、Metcalfe の場合には、Munro における矛盾的苦悩とは異なり、古く固有のシステムへの依存、むしろその保存としての考え方割切られてくる点は注意されるべきである。インド村落のメカニズムは、印度は、この一人のイギリス人の意識の中に、一種の憧憬の念をもよびぬいてゐる。さればともかくとして、一八三〇年代にせんむ Settlement 改革の具体的な諸過程は、やはり省略するとシドーともがく、「ヒッタム」における統治を通して、イギリス人は、この地方に強固に残存してた村落共同体の諸システムに接していくたのやう。

最終のマラーター戦争（一八一七—一九）の結果獲得されたといふ、アカン地方における Peshwa の絶賛地といつて Mountstuart Elphinstone の考察は、村落社会に対する彼のよびその周辺のもの諸調査の結果を綜合して、一八一九年十月 “Report on the Territories conquered from the Peshwa” として總督に提出された。(cited in R. Muir; *The Making of British India*, ..., 1915, pp. 286—290. Dutt, I, pp. 346—352) 種々の英訳本より T. Munro と並び称される Elphinstone や Broach, Ahmedābād, Surat, Concan の Settlement 施行と並んで提出したくつかの覚書は、印度民衆の福祉とその古制の保存に彼がいかに努力したかをよく示してゐる (Dutt, I, pp. 353—356)。

アカン地方における村落構成と土地所有の特殊な形態とは、右にあげたといふ Elphinstone の報告書を中心として次第に明かにされるが、それだからこの地方に対する Settlement 実施の具体的方法の確立は難しく、村落を対象とした Settlement による失敗もくわゝ。一八三〇年代の数次の再調査の結果、Raiyatwār system の

原則に立たず、様々の近代的評價方式をとらうとした政策が確立されたに至つたのである (B.P. Land systems, II, pp. 212—213)。その間、Chaplin らより Deccan, Briggs らより Khāndesh, Robertson らより Poona, Pottinger らより Ahmadnagar, Thackeray らより Dhārwar 等の諸地方に關する調査、報告、Goldsmit, Wingate, Davidson 等による諸調査を通じて、ひらくボンベイ州一帯の村落の構造がかなりに明らかにされ得たところである。

以上述べてきたように、十九世紀前半、イギリス東インド会社によくインドにおける領土的支配の拡大とともにない Settlement 諸政策実施の進展について、インドにおける村落社会構成は、次第にイギリス人の関心をひき、明らかにされ得た。これらの諸報告は、会社の現実的利害關係のもとに施行された諸政策との関連において、ある種はその基礎として、なされてきたのである。それにもせよ、彼らは一体インド村落をどのような視点からどのように理解したのであらうか。以下限られた紙数においてではあるけれどもそれについて一瞥してみよう。

これらの諸報告にまちうかづらうことのできるのは、インド社会の内面的システムにはじめて接し、その、イギリスとは異つた、特異な面にはじめてふれていた彼ら、新鮮な、生き生きとしたうけとり方である。このことは、いまだ支配者としての安定期的地位に固定されず、未知の征服・併合地において、自ら切実な政策の責任を担当してゆかなければならなかつた当時のイギリス人の、現実の体験の結果によるところが多々。この点は、当時の報告の対象が、主にイギリス支配による変貌を見る以前のインド社会の実態を示してゐるものと考えられるだけに、一層貴重なものとなつてゐると言えよう。しかし、その反面、これら資料の持つ第一の限界は、それが各地域における Revenue Settlement 實施の基盤としてなされ、従つてその觀察が地域的限界を予想させるにもかゝわらず、やゝむすれば、そ

れにもとづく考察がインド全域の村落構造の特質として語られてゐる点にある（この点では Elphinstone の態度は著しく慎重であるといふべき）。また、それらがイギリス人的視点に立つて解釈してゐる面が当然のからいふのは、後代の論著のあるものに見られるようないわばヨーロッパ的偏見によつてかえつてその實態を見失つてゆくことなしに、インド社会の、彼らにとつてまさに特異なるものとして映つた面を、そのまま報告してゐるのは、なによりも彼ら自身の、インド社会自体に接した体験の結果であらう。

彼らの報告が（勿論私の参照し得たのは極めて小範囲であることを承知しておいた上で）、村落共同体（village community）として體をすりに用ひておながい、しかも土地の縦有あることは共有にてどいら、具体的報告があまりなされでしならざりと思えることは、一應述べておく必要がある。とくに、デカン地方の Elphinstone の報告、Poona 地方についての Robertson の報告が、過去における共有關係を規定してある、「現實におよびのかなりに分解した形態にやれてくる」と注意される（このことは次節以下で屢々問題となつる）、「土地所有権については別に記す予定である」や「ノーワードはこれ以上立入らない」とする。

これらの諸報告が、「村落共同体」あらば “township”, “commonwealth” などの表現のもとに強調したのは、その内部における血縁血足的な生活様式が、内的統治ある者は支配權力（ある者はその中間者的媒介者階層）との關係、これがいかにもシカヒルのや知るこねば血治的体制である。彼らが自らの觀察から、小かな “commonwealth” (Madras Board of Revenue, 1808. 4. 25. 印度圖) あらば小かな “republics” (Metcalfe) あらば “corporation” (Fifth Report), “a body corporate” (Robertson's Report, 1821. 10. 10.) として表現した村落の体制についての一般的敍述を、次に少しへ引用しておきたい。（たゞ、かなりの引用が、田中正義氏「インドにおけるイギリス直接支配成立の

歴史的内容」(東西交渉史論、下巻、三三一四五頁)にあるので、是非参照されたい。

「そしてインドはこのような諸共和国の一つの集合なのである。……彼らは、村落が全く残つてゐる限りは、王国の倒壊や分裂について、しかも懲むところがない。彼らは、村落がどのような権力に移されようとも、あるいはなんびとの手に渡されようとも、少しも意に介することなく、村落内の運営はそのまま変えられずに残されるのである。」……(Madras Board of Revenue 前掲書簡)

「この單純な内政の組織のもとに、この國の住民達は悠久の昔から生きてきたのであつた。諸村落の境界はほとんど変更されることなく、村落そのものは、戦争、飢饉、疫病などにより、時にはそこなわれ、あるいは荒廢を餘儀なくさせられたことさえあつたにしても、その同じ名称、同じ境界、同じ利害関係は、そしてその同じ家族さえもが、何代も何代も存続してきたのである。王國の倒壊や分裂に直面しても住民達は何ら自己の懲みとはしなかつた。村落そのものが残存する限りは、それがどのような権力に移されようとも、あるいはまたいかなる君主の手に渡されようとも彼らは少しもかゝわるところがない。その内部体制は依然として不变のまゝに残されるのである。……」(前掲 Fifth Report)

「これらの共同体は、それ自体の中に、一國家のあらゆる要件を精細に包含しており、たとえ他のあらゆる統治体がなくなるにしても、その構成員を保護するにほとんど充分なだけのものを持つてゐる……」(Elphinstone 前掲報告書)

「村落共同体はそれ自体の内部に、その欲するほんとすべてのものを持つてあり、またいかなる外部との関係からもほとんど独立してゐるところの、小共和国である。それらの村落共同体は、他のなものも存続し得ない

ところに存続してくるかのようである。……」(Metcalfe 前掲著書)

自足的な、自治的な封鎖的村落社会は、以上の抜萃が示すように、彼らによつて、一應見事にとらえられている。あの K. Marx が、のちにそのインド論の中に描き出したところの、インド社会の永い間の停滞と、もろに國家権力との一應の遊離の関係は、すでにこゝに如実に述べられてくる。これらの問題についての私自身の考えはこゝでは述べない。それらの見解は、現在までにかなりに公式的に割り切られてきたが、それがさらに再批判されるべき餘地のあることだけはふれておこう。しかし、ともかくも、十九世紀初頭における彼らの切実な体験は、アジア社会の特徴的な一面を見事にとらえていたのである。

しかし乍ら、彼らの報告の多くは、こうした観察のみで終つてゐる。さやがに Elphinstone の報告はさうにそれを分析しようとしているが（このことは次項において敷衍されよう）、現実的政策の基礎として提出された報告書としては、それも当然のことであつたであらう。共同体自体のインド社会構成における地位も、Revenue 徵收 = 土地所有關係の諸問題も、これを歴史的に把握しようとするのは、次の段階にまでまたなければならない。そして以上に述べてきた彼らの当面の課題は、そうした歴史的分析よりは、むしろ現実の Revenue Settlement システムをいかに処理なければならなかつたかと、うそい支配の切実な問題に、直接に結びつていたのである。

III 十九世紀前半における諸論著、とくに M. Elphinstone, H. H. Wilson

につづけ

前節に述べた諸報告と時を同じくして、あるいはその結果を廣はんに利用しつゝ、インド村落の問題は、十九世紀

前半におけるイギリス人によるインダに關する論著の中には、種々の視点からいわゆる書かれた。たとえば、一八〇六—一八年にわたつて書かれた James Mill の “The History of British India” がその一つである。この著は、イギリス人によつて書かれた最初の膨大なインダ史といわれようが、村落構成によるものでは、その第11部 “Book II.—‘of the Hindus’” において、Hindus の歴史、身分的構成、統治形態、法、revenue、宗教、慣習などにのべられて、かなりに詳細な記述の中に、それらの統治の初期における直接的な構成によるものでは、しかし、イギリス東インド会社によるハンドル統治の初期における特質的な村落体制について、かなり平凡な記述をなすに留まつてゐるのは、むしろ当然といえるかも知れぬ。この J. Mill の大著に比較すると、やはり Mill の著を平行して、それと補註をほじこむ J. Mill をそれなりに評価せよ。“The History of British India from 1805 to 1835” 3 Vols, London, 1844 を著した元の Horace Hayman Wilson は、その著は社会構成に対する卓越した問題のとりわけ方々と記述において、J. Mill をはるかに超えてゐるといふべき。これによると M. Elphinstone は、後代まで彼の名を不朽にしたところの “History of India” London, 1841 を著した。この間は、その關係論著書には Mark Wilks による南インダの歴史的素描 “Historical Sketches of the South of India” 3 Vols., London, 1810—17 がある。また John Malcolm の “A Memoir of Central India, including Malwa and adjoining Provinces,” 1824. および James Tod の “Animals and Antiquities of Rajasthan, on the Central and Western Rajput States of India”, London 1829. の著者は、中央ハンドル、ハーラーパーターナと関する信頼すべき貴重な記録である。特に後者が数少くの地方に關する重要な資料であつて、またの Richard Jones の著名な地代論における “Ryot Rent” 分析の有力なる

基盤となつたことも周知の如くである。それは 1810—11 年にかけて（これはむしろやがての報告の類に入るべからざると思われるが）東ベンガル總事會の報告書、*Society India House & revenue* 並も法律關係の文書の選集が刊行された。その他、John Briggs による “The Present Land-tax in India” London 1830 がおなじく土地問題に関する Sykes 中佐による「カバ地方の土地所有の立場の論論文 (J. R. A. S., 1835, 36) 等があり、これらも後代の書によく引用されるものである。この他の論著もあるが、以上あげた著者は必ず、殘念ながら日本に見出しえぬものもあり、またすぐさま讀むだけの餘裕もなかつた。従つて以下においては、特に本稿の問題との関連について重視と題された H. H. Wilson の前掲著に依り、かねて簡単に述べることとする。

Epiphinstone がボンベイ地方においてひらく Revenue Settlement を成し得た、初期に提出した報告がすぐれた考察のよみになされたことはすでに述べた。彼はその後ボンベイ知事として困難なインダル統治にすぐれた業績も残した。一方、元來医者として会社の任務についていた H. H. Wilson は、同時にあの Asiatic Society of Bengal の Secretary として多面的な活動をなし、サンスクリットの研究にも努力を傾け、あの Kālidāsa の作品の翻訳や Rig Veda の翻訳をもなし、また彼の苦心の結果のサンスクリットの辭典は有名なものである。かくて、彼らの著わしたインド史は、一方においてそれまで公けにされた諸報告の成果と、彼ら自身のインドにおける貴重な体験と調査との上に立つて、後代の史書にはうかゞえなくなり、インド社会構成に対するものとして考察が含まれており、同時に反面、ようやく進展してきたらねば Antiquarian 的な 「Indology」 の成果を多分に吸收するところ、110 の立場からとりあげられてはいる。こうした方法は、インド村落をめぐる諸問題をとりあげるためにいつても、やがての諸報告が考察した問題を、一步進めたものと考えられるのである。例えば村落共同体の土地所有形態を説くに際しても、彼ら

は、これを村落自体の内部における形態の考察にとどまらず、地主的中間者層、あるいはその上に直接、間接に位する支配権力（國家、君主、あるいは地方的土侯）との関連において考察しようとする。例えば、Elphinstone のインド史において、村落内部における、彼のいわゆる Village landholders & Tenants との関係についてのかなりに詳細な敍述は、彼自身のデカンにおける調査の結果であることは疑いをいれないが、同時にそれは全く歴史的な考察をも含んでゐる。さきの諸報告が、インド村落の自足的・自治的な封鎖的構造に対して、イギリス的・近代的視点からの特異なものとしての受けとり方を率直に表現したにとどまるにすれば、これら諸論著は、この問題をより廣はんなインド社会の階層的構成との関連において、歴史的に分析しようと企図し、あるいは村落内部構造の分析においても、構成員の間の土地所有・生産関係を通じて身分的支配服従關係までも予想せんとしている。勿論インドのもつ地域的複雑さという限界に対しても彼等は充分の注意をむけようとしている。

しかし乍ら、こうした態度をとつた彼らが、果してインド村落構成の諸問題を、インド社会の特質として正當に把握し得たかどうかは、自ら別の問題である。詳細は別の機会にゆすらなければならないが、共同體に関するもの、重要な問題である土地所有権に関して、例えば、Elphinstone の所論にきいてみよう。

「土地における所有権は、土地自身を可能なときには改変しあるいは破壊し得る権利をともなうところの、土地の持つ力の、永久的な排他的使用と、絶対的な処分権とに存すると考えられる。これらの諸特権が結合されて、所有権といふ抽象概念を形成している。それはこれらの諸要素とは異つたいかなる内容をもあらわさないものである。……」(Hist. of India, p. 79)

こうしたいわば近代法的所有権の概念に近いものをもつてしては、インド社会における土地所有の形態は一應それ

りに規定され得るにしても、その背後にある支配権力（君主、國家）—（中間者の階層）—（村落）—直接耕作者の間の、いわばアジア的なヒエラルヒーに媒介された、いなそれが本体であるところのインド的土地位保有關係の特質が果して正当に理解し得るであろうか。Elphinstone自身、こうした方法をもつて考察したのちには、

「……さて以上のことから、村落共同体と Permanent Tenants のあるところでは、どの關係者にも決して完全な所有権といふものはないやある、とくにこゝは明らかである。……」(Hist. of India, p. 79)

といわなければならなかつた。いわば近代法的所有権の概念をもつてしては、処理できない、インド的な（あるいは歴史的な）土地保有關係と、支配從屬關係の特質的構造への理解のための方法こそ重要なではあるまいか（これについては別の機会に論じた）。しかし、ともかくも彼が共同体に対する詳細な内部構造（自治・自足的体制）の分析から、土地所有= revenue 徵収の問題をとり上げ、これを支配権力との関連において理解しようとした問題のとりあげ方はすぐれたものがあると見えよう。

H. H. Wilson は、その補註における廣はんな文献の引用とともに、Elphinstone の分析をさらに進めている。彼は從來の問題をとく手がかりしてまず次の如く疑点をあげて問題の所在を述べてゐる。

「一、土着の政府は、どのような性格において、土地からの revenue を要求してゐたのであらうか。二、彼らの要求するところのものの性格と範囲はどのようなものであつたであらうか。三、それらの要求は、いかなる階級、あるいはいかなる諸階級によつて負担されていたのであらうか。……」(Hist. of Brit. Ind. Vol. III, p. 294)

こうして、また revenue の性格の分析から問題を解こうとした彼は、当然それが rent か land tax かどう、從來論じられてきた問題、土地所有権の所在、についての廣はんな論を展開する。この場合顯著なことは、彼の識見の

中にも Hindoo law やもび Mohammedan law の問題である。かくて彼はインドにおける Mohammedans の浸透の結果を重視しつゝ、村落共同体の分析においても、その現実、遺制と、その起原の問題を、すぐれて歴史的に考察し、一方、インド社会構成における支配從属の関係をたえず考慮してゆく。その内容は別に詳細に考察されなければならぬが、(つゝで乍ら、彼が Tamil 地方における、いわゆる "Mirasi" 的土地保有の形態にふれ乍ら、それに見られる「土地の周期的交換」ということに注目し、Tacitus を引用して、ヨーロッパの歴史的土地所有の問題と比較してゐることは、H. S. Maine (かなり以前であるだけに一應注意されよう)、こうした Wilson の分析は、Elphinstone のそれをも一步進めたともいわれようし、少くとも後代の村落構成あるじはその土地所有関係についての考察が、全社会構成との関連なしに、それ自体として論じられるか、あるいは觀念的な「起原論」的問題に入り込んでしまつてゐる、といふ傾きに比するとき、はるかに重要な資料と考察とを含んでゐるものといふ得よう。(そして学問の方法としての分業的作業が、やゝもすれば問題の解釈を狭隘な視野に限定しつゝ不当な跛行的進展をともなうとき、彼の如き研究は、今日、ある意味での反省をさえわれわれに與えてくれるようであら。

しかし乍ら、当時の地理学、民族学的研究は著しく未開拓であり、Hindoo law, Mohammedan law に関する考察も不充分なものがあつた。こうしたことが、彼らの考察の基盤をあるいは誤謬をおちへさせ、あるいは平凡なものにしてゐる点のあるのはいうまでもない。しかしこゝでは彼らの具体的敍述の内容の紹介とともに、それらについての批判も一切省略せざるを得ない。そして、彼らの分析の過程と、結論もかなり複雑であり、のちに私が土地所有権および revenue の性格を論ずる場合に当然ふれるべき問題であるので、本稿では、以上のような、かなりあいまいな評價にとどめたわけである。しかし私が強調した点は、以下に述べる諸論著の紹介批判とともに、次第にその意味も

明瞭にわねぬやねぬ。

四 G. Campbell による

K. Marx が、セイシナム総督としてしばしば用ひてゐる G. Campbell の著の「アヤムの “Modern India” 1852.」を、私は殘念乍ら見ることがやむなかつた。Campbell (のち Sir, 1824—1892) は、一八四一年、十八才にして東ペルシヤ社員としてイングランドに赴いた。彼はとくに、浦賀の North-West Provinces にて多く滞在し、一八四九年の有名なペルシヤーブ併合ののち、同地に滞在したのである。¹⁰ Marx のもとにある、Campbell によれば「ペルシヤ的共同体の種々の形態の見事な比較」(資本論、第一巻第十一章註六〇長谷部譯) がなもれ得たのも、彼が村落的土地所有の最も強固にみられたこの地方における自身の体験に負うところが多いとも考えられる。その著 Modern India は、彼が一八五一年、わざかに一十八才にして書いたものである。しかしその著に接し得なかつた私も、たまたま、 “Systems of Land Tenure in various countries. A series of essays published under the sanction of the Cobden Club.” London, 2nd ed. 1870. の中に、彼の宿稿した “Tenure of Land in India” (pp. 149—232) を讀むやうになされた。(たゞ利用し得た版本は第二版であり、初版の刊行年代は判らなかつたが、種々の點からして、この論文は恐らく一八〇年代の後半に書かれたものと思われる。インド村落共同體研究の問題史的系譜の點からいへば、一八六一年は、おの H. S. Maine の “Ancient Law” の刊行された年であつて、まだ Maine の “Village Communities in the West and East” の刊行は一八七一年であるので、この間の年代的關係はかなり重要なわけなのである。)

この論文は、"Modem India" に比すればかなりに短いものであらうが、しかし彼がイングランド各地を歴任したものの著作であるだけに、かえりてすぐれたところもあると考へられる。とまれ、私の現在参考し得た Campbell の著は、これにとゞまつてゐる。以下彼についての紹介と批判も、他日修正されなければならぬ面もあるかも知れないことを、この際述べておきたい。

この論文の主題は、イングランド各地における土地所有の諸形態を、イギリスの Revenue Settlement との関連において述べることにあり、さわゆる村落共同体それ自体の問題に関する彼の見解の全貌をうかがうことはできない。しかしその中に彼自身のするところ、また慎重な考察の視点を見出すことはできるのでありて、以下それにについて若干の点を述べてみたい。彼は村落共同体にふれて、まず次のように述べてゐる。

「私が村落「共同体」<a village "community"> について述べるときは、私は、この共同体といふ語を、普通の英語の意味において用ひてゐるのである。現実に財産を共同に保有するひと<actual holding of property in common> を意味するものとしてではなく。イングランドの村落制度に対し、communism のかかる形態をも興えることは、最も大きな誤りである。初期において、共同体が、定着して耕作をひとまむようになる以前に、放牧の目的のために、土地がかなりの程度まで共同に保有されており、私有財産が家畜にあつて、土地には認められなかつた、ということはたしかである。そしてせらに、耕作の目的のために、土地が分割されるに至つたのでも、再分割によつてその不平等を定期的に調整するという慣習が、かなりに後代まで行われた。しかし、この場合でも、土地が平等に分割されたということは決してない。それは、不時の不平等と寡奪とが行われないよう、祖先からの、認められてゐる割当に従つて再分配されたにすぎないのである。共同体が、もとより定着し、確

立してゆくにつれて、この再分配のことは消滅した。最近の新しい共同体では、……そのことはもはや行われてしない」といえよう。……」(Systems....., pp. 159—160)

彼は、インド村落のいわゆる土地共有の問題に論及する場合に、はつきりと過去の事態と現実のそれを（勿論この場合は、イギリス支配による結果としてではなく）区別して考えてくる。かくて、現実の村落共同体においては、彼は、土地共有の面よりもむしろ別の面を強調する。彼はつゝいて述べる。

「かくて、村落共同体と共に支えてくるところのきずなは、財産を共有していく團体としてよりは、むしろその内部制度にあるのである。……村落には内政をとりあつかうための一つのシステムがあり、そして、共同体は、その構成員に対する限界まで統制を行うことを求めてくるのである。……しかし、これをこえた範囲ではそこには完全な個人的自由があるのである。」(System p. 160)

彼は、現実の村落社会における、内的な、封鎖的あるいは自治的なシステムこそ、共同体としての最大の特徴であると考えていた。

Campbell は、インドの各地域における村落制度の、様々な条件による特徴的差異についてもまた、廣はんに見ていたと思われる。イギリス人の知つてゐるところの Elphinstone によつて報告されたあのデカン村落の型は、眞の Hindu 的村落としてはかなりに崩れたものであり、最も“democratic”な共同体的結合は、むしろ、ベンジャーブ地方において見出される、としている。地域的な諸特質を、種族的な生活様式の差異あるいは Hindu 的體制の浸透影響の面から総合的に再検討されるのは、少くとも十九世紀末の B. H. Baden-Powell の研究までたなければならぬのであるが、すでにベンジャーブ併合を實現したイギリス人がその地方の村落構造に接して、これについて知るに

至つたことは、インド村落研究史上、かなりに重要な点である。その結果、パンジアーブにおける村落社會結合の一つの型が、後代の村落共同體の典型的なモデルの一つとされたことは、のちにもされるところである。なお、ついで乍ら Campbell が、その用いた “democratic” の意味は一應描くとしても、村落内政における首長の權威についてなれてくることは興味がある、すなわち、彼は、村落内政の面において、いわば合議制的体制の強くなつところでは、首長の存在が強力である、としうことを述べてゐる (Systems....., 163—164)。彼の考え方が妥当かどうかは別としても、首長の權威の問題が、村落構成の問題の上で重要であることは、のちに Maine から Baden-Powell に至る諸研究を通じて指摘されたところであつた。とくに村落と支配權力 (あるのは中間者) との関連においての從屬關係の歴史的問題においては、首長の性格の分析はかなり重要なことはさうまでもない。

以上の點から、共同体起原の問題は別としても、彼がインド村落を、過古と現實とを区別しつゝも、またそれだけにすぐれて歴史的に考察しようとしたことはわかるであろう。そして、彼が、

「さらに、この国の大半において、戦争、荒廃、飢饉は、前世紀の間に、多くの共同体を抹殺する結果となつた。……」(p. 162)

と述べるとき、さきに述べた十九世紀前半の諸報告においてはかなりに強調されていた、村落共同體の停滞の姿と、さらに支配權力による戦争やその他の外的現象からの避離・孤立の關係は、彼の場合には、かなりに異つた考察がなされてくるようにさえ考えられるのである。

村落共同體に関する Campbell の簡単な敍述から、彼についてのあまり多くの批判をなすことはこれ以上試みないこととしよう。勿論、土地割替、土地所有關係の歴史的變遷等の具体的問題についての批判は、種々の面から提起さ

れ得よう。しかし、以上の説明からも、彼の村落に対する理解の仕方が従来のイギリス人のそれとは異つて、かなりにするところがあるということはうかがえるであろう。それと関連して、十九世紀前半においても屢々論じられてきたインド社会における土地所有権の所在という問題についての彼の叙述に、以下少しく述べてみたい。

「イギリス支配以前のインドにおいて、土地における私有権が存在したかどうかという、ながい間論争されてきた問題は、決して満足には解決され得ない問題の一つである、何故ならばそれは、他の種々の論争の問題と同様に、その言葉に適用される意味の如何による問題となつてしまふからである。この種の所有権の存在を否定するものは、所有権をある一つの意味において考へてゐる。その存在を断定するものは、別の意味における所有権を考へてゐる。……われわれは、土地における所有権というものは、ある古い制度ではなくして、一つの近代の所産にかかるものであり、しかも少数の非常に進歩した国においてのみ到達されたものである、ということをやゝもすれば忘れがちである。世界の大部分のところにおいては、大地の個々の部分を耕す権利は、所有権といわんよりは、むしろ一つの特権 *<a privilege>* とさう呼んでゐるのである。……」(p. 151)

以上のように述べる Campbell の所論はある “Ancient Law” の著者の説くところにかなりに似てゐるようである。この叙述から「近代」に到達し得た一部の世界にのみ妥当なるべき概念をもつて、他の大部分の、いわばおくれた社会を完全に理解しようとするものの一面の危険性について、彼が批判している、と考えてもよさそうである、かくて彼は、土地所有関係と地代支拂の関係とを結びつけて考え、次のように、いわば條件をつけた上で土地私有権の説明に及んでくる。

「かくて、慣習的な地代を支拂うとしたうことを行ひながらの土地保有の権利という意味においてならば、私は土

地における私有権も、古くからインドの多くの地方に存在したと考える。」(p. 152)

こうした彼の態度は、次に引用する一節にもうかゞえるであろう。彼はインドの“ryot”のあるものが“tenant”と呼ばれてきたことに対して次のように述べてゐる。

「……[ryots を] 単に “tenants” とする語によつて翻譯することによって、「彼らの」権利は、それが、イギリスにおける小作人のような地位をもつてゐるものに対して任意に與えられたもの、のようにもうけとられるのである。」(p. 167)

こうした彼の慎重さは、のちのイギリス人がインド社会をながめる場合に、その視点をより廣く柔軟にすることに興つて力があつたであろうし、アジア社会としてのインドが、ヨーロッパ的視點の制約からぬけて把握することに一步近づいていたものとも思われるのである。

勿論、彼のわずかな敍述からこゝに多くを述べることは許されないが、以上にうかゞえる Campbell の考察が、Maine 以後のいわば財産起源論的方向、あるいは村落そのものゝ土地所有の詳細な分析に向してゆく過程と対比した場合、十九世紀前半の、インドにおける生々しい体験にもとづき、しかもすぐれて歴史的な考察をも試みたイギリス人の一人としてのするところがあつたことは、充分認めざるを得ない。そしてそれが、十九世紀初期の人達に比しても彼自身のインド諸地域におけるながい体験と、インド社会の特質的な構造への模倣ともいわるべきすぐれた歴史意識により、前人の考察を數歩深めてくる面のあつたなんにしても、私はとくに注目しておきたいのである。

H. S. Maine の村落共同体論について

村落共同体、といひ印度のそれにはいかれぬものか、かと思ふ浮くものは Henry Sumner Maine の名であらう。その著 “Village communities in the east and west” London, 1871. によれば、印度村落共同体は、ヨーロッパの学界において、やれほどの一般性をもつて新しく脚光の下に立たされたのである。その結果、印度村落共同体は、所謂マーケンシシャフト理論 Markgenossenschaftstheorie を基輔とする有名な論争の側面となつて、その共有（總有）論にゆけり一つの役割を演することとなつたのである。

“Ancient Law” 1861. により、さわゆる歴史法的立場にたつてすぐれた考察を發表した H. S. Maine は、一八六一年から七年の間イングランドに滞在し、イングランドにおける慣習の研究、法律制定、法典編纂等の仕事に従つた。一八六年の古典的著作の方法と分析の上に、イングランドにおける彼の研究成果は、一八七一年の前掲 “Village communities” ④の四年後の “Lectures on the early history of institutions” London, 1875. によつてあらわれたところである。（彼の法学における地位と業績については、内田銀藏氏がその「キー・ルーラー・メーン—イギリス歴史法学の傳統と特色——」（法律時報、一六六號昭和十八年十月より連載）で、かなり詳細に、彼の一般的業績にわたつて、その人物評傳とともに、解説して下される。また、とくに彼の比較法学におけるアジア社会への認識については、島恭彦氏が、その名著「東洋社会と西歐思想」の中に、「英國歴史法学と印度社会の研究」というすぐれた論文を書いて下られる。從つて法学に対しても門外漢の私が、こゝに下手なデッサンを書き加える必要は、さうかもないようと思われる。し

かし、Maine がインド村落をいかに把握したかとくら具体的な敍述については、以上の兩氏の場合あまりふれられていなかつて、私は以下にそれを少しく補ひ乍ら、本稿の問題史的視點から、あえて若干の考察を加えておきたいと思つて)

勿論、Maine の講義には、村落共同体についての内容を詳しく紹介することに彼の目的であつたのではない。内田氏が “Ancient Law” の序文をかりてこわれるように、「マーンの主たる目的とするところ」が、「むしろこれらの制度の背後にゐる觀念であり、思想で」あつたところには、(法律時報、一六九號、七〇一頁) 彼を本稿の問題史的系譜に含めて考察する場合、最も注意をひくべき點であろう。彼の問題は、單にインド社会の究明にその終極的目的があつたと考えるべきではなく、インドに現存した村落共同体を、ヨーロッパにおける過古の体制と比較することにより、「西洋の過古が東洋の現在に生きてゐるところ」(“Early Law and Custom”, p. 131. 内田氏、前掲書七三頁) を実証して、その歴史法学の一つの基盤として、西歐的科学の方法と問題に対して反省を試み、同時にヨーロッパとアジアとの「社会進化」の面における歴史的把握を企圖したところにあると見えるよう。彼の所論に対する正当なる批判も、従つて必ずこゝに向けられなければならぬのである。

Maine は、イニシエーション村落共同体への注目は、すばり “Ancient Law” にゆづて見られる。彼が、「組織化された家庭長制的社會であると同時に共同所有者 <co-proprietors> の集合でもある」(p. 231) と規定したインド村落共同体は、ヒンズー、「比較的よくタブーは明かがれ、ローマの家族 <Family> やはなくして、ローマの氏族 <Gens> あるいは家 <House> やある」(p. 235) とする比較的見解、あるいはそれとロシアの、 “Mir” との比較、はすでにこの書になされてゐる。しかし、インド村落共同体への認識は、彼の七年間のインド在留を経えたのちの “Village

“communities”においては、当然の事である。さなかに詳細となつてある。この著書においては、インダ村落共同体についての彼の考察は、(もひらむ)集中的に述べられてゐる。Lecture IV. “The Eastern Village-community” pp.103—130 においてある) Hindu Law と闘争分析へとへ Lecture II. “The Sources of Indian Law”, pp. 31—64. > の上にたてられ、歴史的考察をふくめたインダ社会の廣はんな分析との関連の上に立てられてゐるやう。

彼は、イギリス人がインダ村落に著しく関心を持ち乍ら、彼らが直接接觸したところの、イスラム教的理念とムガール的政策に影響された現実面によつて、その觀察をそこなわれてきた点を批判し、インダ固有の（勿論彼のいう意味は Hindu 的な意味における）法的規範の特質の上にこれを考察すべしを指摘した。この点は、やきに述べた H. H. Wilson の所論と比較するときには最も興味があるところである。Maine はその結果、インダに残された古いシステムを見出すことに努力した。イギリス人による Settlement の過程における、アーチーのアーチーではマドラスで彼らが遭遇した土地所有の形態は、彼においては「この国の古のシステム」(Village-communities, p.106) ではなかつた。彼がインダの古のシステムを“すなわち村落共同体の完全な形態を見出したのは、ベンガルトートにおよんでいた。(このことは村落の古のシステムを問題とする場合、最も重要な問題となる。) の中にわれわれは、Baden-Powell によってなされた Rajatwari 村落のマドラス地方における Dravida 的形態を見るのであるが、また Maine のペッカードー村落についての見解をみると、Baden-Powell がこれをむしろ後代の成立と考えてゐるのに出しが、やはり「古の」の問題が、この兩者において、逆轉してくるのを見ゆるやである。Maine はこう。

「インダにおける眞実の所有者的なヨーットが発見されたのは、イギリスの征服が北西に遠く擴大され、好戦的な住民達が、……征服されてからのかのむにやむつた。……」(Vil. Com., p. 106.)

彼の村落共同体論が、このベンガラープ地方において見出された村落社会についての諸報告によるところが多々こと
は当然のことである。彼自身は G. Campbell の著をも利用しており、それを「最も最良にして最も理解し易いもの」と稱讃してゐる。

彼の問題意識からして、インド村落共同体の敍述も、比較論的に展開されてゆく。最も「インド的」な、「村落共同体」を、彼はゲルマン <Teutonic> およびスカンジナヴィアの共同体と比較しつゝ論ずる。分割されてはいるがそのすべてが共同体としての慣習に従つて耕作されてゐる “Mark” の存在。“pro indiviso” として、全共同体によつて、牧草のために用ひられ、あるいは可耕地としてやがて開墾されるべき荒蕪地 = 共有地の存在（但し、インドにおいては、この場合、主として耕地としてのちに使用されるべき、）ならばその潜在的的可能性が重要なものとして指摘される。——Vil. Com., pp. 120—121.) despotic な家父長的システムによつて支配される家族からなる村落構成、また慣習によつて運営する村落会議 <council of government> の存在 (Vil. Com., pp. 107—108.) ETC。そして彼は、インド村落における長老会議において、それが立法的なものではなくして、しば單に慣習法的な在來の法的規範を宣言するのみであるとした事實を強調し（彼はかくして、「インドの村落の慣習より以上の complex なものはないであら」と、このアジアの社会における慣習の研究の必要と興味とを力説してゐる）、同時にインドの場合、以上の事実が、現存の社会においてそのまゝ觀察されることを強調することを決して忘れてははならない。さらに彼は、從来強調されてきたインド村落の自足的体制にられることを拒めない。彼は、この点につても興味ある類推をえ行つてゐる。すなわち、「ゲルマンの初期の諸團体も、同じように、自足的であつたであろう」と (Vil. Com., p. 126)。彼の敍述は、決して具体的とはいえない。彼の問題は、インド村落共同体の分析そのものにあるのではなく、おも

ヨーロッパの過古の共同体的システムとの比較にあるからである。そしてこの「東と西との」比較が、やがて封建化の過程 <process of feudalization> (これにつれての見解が “Village communities” の第五講において主として展開される) にゆづれるとき、イングランドはその対象としてほとんど脱落させられてゆく。イングランドにおける支配権力の実態は、“tax-taking empire” としてのまゝ持続されてゆくものとして把握される。彼においては、イングランド的社會の最も典型的な村落共同体の上に存在する支配権力の性格は、こゝした凝固的なものとして捉えられ、イングランド社會は、ヨーロッパにおける封建化—近代化の過程との対比においては、“stationary society” として理解されてゆくのである。これについては、すでに島恭彦氏も述べられ、そして Maine が最初批判したヨーロッパ的偏見にかえつて血のぬかるい結果となつてゐたことについても批判してゐる。ロシットの共同体の發展のうちに、ヨーロッパの通りた資本主義化とは別の將來を予想したあの K. Marx や、Maine と一應類似した共同体論を持つ乍らも、彼を “Summer Maine やそれと同じ穴のむし” (ザスウリッヂにて、一八八一年の書簡草稿、マル・エン全集第六卷) としたのと、Maine の立場とこうした西歐的偏見の一端に対する非難をもつめたことであつたらしいと思われるるのである。

ところが、Maine によってインド村落の姿が、以上のような問題において紹介されて以來、イングランドの村落共同体はひらく歴史学の中に導入されつたことは周知の如くである。しかしながら E. de Laveleye 以後の、いわゆる「財産起源論」や「所有権の端諸的形態」についての諸論争について紹介されることは一切さけなければならない。そには、インド、いや廣くアジア的社會の社會構成における特質的一面としての村落の構造の問題は、もはやわれわれの意図する問題としてはとらえられず、少し誇張してもれば單に私有か共有かという問題そのものにおちてゆく傾向をえたのでなかつた。村落共同体は、土地所有の点でも、全社會構成の問題との関連において論じられるこ

もなく、またその血泊血足的な封鎖的構造もことしやうどりあげられる必要もなかつた。ヨーロッパの過古の歴史の実証として Maine によって提出されたインド村落の姿は、アジア社会としてのインドの理解をはなれて、観念的論争への奉仕のための一時の資料としてのみ強くとり上げられた。(勿論それが不当だといふのではない。われわれは、例えば K. Marx のインド論あるいはシーウェルの遺稿にあって、シーウェルは歴史的範疇としての共同体論におけるインドのそれのすぐれたとり上げ方を見るのである)。Sumner Maine のおもじいた西歐的偏見は、こゝでは形を少しく變えて、インド村落の問題のもの意味の一面を抹殺していつたとさえいえるのではないであろうか。さゝか私の問題意識の点から不當に誇張するようにならざとられるかも知れないが、おそれは充分承知の上ではあるが、本稿の問題史的視点から、インド村落共同論の系譜をたどる場合、以上の見解も一應記しておく必要がある。(なお、Maine については、土地所有あるのは地代につづての彼の見解を多くめて、他日以上の不満足不完全な見解をより深く再検討したいと思ひてしゆじとお記しておきたい)

六 十九世紀後半の状況、および J. D. Mayne について

十九世紀後半、東インド会社の崩壊、ムガール帝国の壊滅をへて、名実ともに "Indian Empire" が成立してゆく過程において、インドの諸地方は、イギリス権力の手によつて種々の面から調査の対象となつてゐた。一八七〇年以降にはとくにその傾向は推進され、*Survey and Settlement Reports, District Manuals, Survey Reports* などが、各地域にわたりて次々とあらわれ、また *Census Reports, Gazetteers* の類も次第に発表されてゐた。これらの事実が

インドにおけるイギリス支配の、植民地的政策といかに関連していたかは興味ある問題でもあるが、本稿ではふれなし。本稿やすでに述べてきたところのインド村落に関する從來論じられてきた諸問題も、こうした諸地域にわたつての詳細な資料の出現によつて、地域的限界からやゝもすればおちつた誤謬をかなりに修正されるに至つたことを、ノーベル賞受賞者 H. S. Maine のときだとも、ノーベル賞の多くはまだ見られなかつた。ベンガル・アーヴィングの国境地方の村落に関する解説もまだほんの序行がなつてしか、North-West P. S. Oudh やムンバハバハバハーの Settlement Report が刊行されたのをその後であつて、Central P. S. Sett. Report や、南イランの Dist. Man. や、Bombay Gazetteer や半刊印され、そのあらわしがやゝぞく區域 Presidency の範囲やのみ知られてしたはずである状態があつた (B.P. Vol. Com., p. 4)。たゞしなれど基礎的諸資料がその一部を除いてわが國ではほとんど見られないことは最も殘念だにちやう。

一方、十九世紀後半は、文学、宗教学、言語学、美術史学、考古史学等その他一般にいわゆる Indology の諸領域におけるヨーロッパ人による研究が、著しく進展したといつてもよい。支配者としての権威を一應確立し、いわば植民地支配の一應の安定期に入つてからイギリスのインド統治のこの時期に、“Civil Service”としての学者の往来も頻般となり、antiquarian 的なインド研究が著しく進展をみたことも、考えてみれば当然のことぢやう。従つて十九世紀後半は、あの William Jones が一七八四年に多大の努力を拂つて Asiatic Soc. of Bengal を創立した當時、あるいは彼とならんで「インド学」における「二人の創設者」といわれるあの Thomas Colebrooke の時代とは比較にならぬほどの進歩を刻した時代といえるのである。こうした點は、例えば Aryans の移住についての研究をはじめ、インド諸民族の研究についての歴史的研究や、現実のインド在住諸民族についての調査をも促したのであり、

村落システム、土地所有の問題も、例えばのやうなむかに Baden-Powell の方達は「がくかねそひ」、なんとした國かの多くの分析の基盤を與えられてゐる。

一方こゝした研究と常に闘争しつゝ、そして現実のイギリス統治下の國行政の面にあらむ Hindoo Law, Mohammedan Law についての研究が進められた。しかるゝも然典や Hindu 法の諸典の研究翻譯の行なわれ一方、“Hindoo Law”、“Mohammedan Law”、“Hindoo and Mohammedan Law” 等の High Court の諸報告が、ふつと六〇年代以降、ついわゞ出でてゐる。こゝした傾向も、村落共同体の、とくに土地所有關係の研究をめぐる議題についてたんじゆはらうめだらう。この方面でのこゝの私の知識はまだ全く貧困であらうが、例へば Arthur Phillips は「The Law relating to the Land-Tenures of Lower Bengal」(Tagore Law Lectures, 1874—75. Calcutta, 1876. せやの一例であらう)この書は見られなかつたが Baden-Powell も、多くの資料の上にたどられた業績として極めて評價してゐる。されば彼は、Phillips の方法は、「全く異つた諸地方から集められた各種のあれこれの報告をあらわす」、「村落は常に Hindu のなものであるといふ觀念に支配され」、「單一の型の村落システム」しか述べられては、従つてそつとした村落は、「實際に存在するものやあなく、事實過古にやうても存在しなかつた」とつてかなり痛烈に批判してゐる(B.P., Land-systems, I, pp. 104—105, VII, Com., p. 34)。こればかりに紹介する彼の所論があらうが、然るに批評があつた。

またヨーロッパ、Hindoo Law の研究分野で大きな業績を残した一人やねぬ J. Dawson Mayne (彼はマニラケン Presidency College の教授であり、また High Court の Clerk であつた) の著「A Treatise on Hindu Law and Usage」1878. (7th ed. 1906.) は専ら彼の村落共同体と關する考察をうつし、簡略に記しておられた。

J. D. Mayne の村落共同体についての考察は、この著では第七章 “Early Law of Property” のせうめ述べられてゐる。

である。Hindu Law 解説の立場からとりあげられた彼の考察は、主として所有権の問題に限られており、村落内の統治システムやその構成についてはほとんど触れられていない。しかし、Hindu Law の研究に専念した彼が、村落内の土地所有形態を、さわゆる Joint family の問題、あるいは家族における財産の相続・分割等の諸問題との関連について述べてることは、最も注意を要する點であろう。彼は、インドに存在する所有権の共同的形態を三つに分けた。すなれば、Patriarchal Family, Joint Family および第三の形態としての村落共同体である。彼によればさきの二つの家族形態が、インド全地方の過古から現在にかけて、一般的に存続してきたのに對して、村落共同体は、「Hindustan の北西岸」になお残存し、南インドではすでにわずかにその痕跡を辿り得るのみであり、ムンバイ一帯および半島部上部地方ではすでに消滅し、これに對して山地帶の諸種族および西岸の一部地方ではこの段階に到達しなかつた、と説明している (pp. 293—294.)。Mayne によれば、しかし乍ら Patriarchal Family, Joint Family, 村落共同体は、財産の共有の面における別個の範疇として捉えられてゐるけれども、それは必然的な發展の系列であることは段階を意味するものではない。Patriarchal F. は必ずしも Joint F. に進展するものではない (彼は例えば Kandhs, Nairs 等の山地種族、Kols 等の場合をあげて、「p. 299」)。同時に Nairs 等の例をあげて、「單一の Joint F. は必ずしも村落共同体に擴大してゆくのではなく」とも考えてゐる。なるほど、インドにおける財産の共有的關係の中にこの三つの形態の存在は考へられるかも知れない。しかし、Mayne がその二つの家族形態と村落共同体との關係を、具体的にはつて明確に説明することができなかつたように、村落共同体は、これらの家族形態とは、その所有権の共同性において、とくにその結合關係の構造において、同一の説明概念では割り切れないであらうといふに、おもしろ問題があるのではないか。N. G. Mayne の講義、以上の三形態の列舉が單なる分類に

終つてこの感がなつのやむなしのやう。

村落共同体體については、彼はいへる「その最も完全な形において見出されるものやう」^{（ノルマニアのそれを基盤として、やるやくもじゆる）}の特徴的形態に就いて考察してゐる（彼の叙述の資料的基盤が、"Notes on Chastology Law as administered in the Courts of the Punjab" by Bouhois and Rattigan, 1876. に屬する）。

その書が H. S. Maine の共同体論のやうに記されたものであるだけに、注意すべきであろう。）やなむか、Communal Zamindari Village, Pattidari Vil., Bhaidari Vil. 等である。第一のもので、ベンガルーブにその例が見られるようだ。村落構成員は、「彼らに割り当てられた分前を」「共同財産」として保有する。その分前は、「相續に開かぬ慣習的法によつて」定められてゐる（pp. 294—295。） revenue も、土地からあがる利益もすべて共同財産として各構成員の分前に應じて配分される（愈のたゞに彼は共同耕作のことをはぐれてはならぬ）。第一の段階たる（彼はこゝでは明瞭に "stage" とする語を用ひてゐる） Pattidari Village やは「祖先の権利によつて決定され」た、とねば慣習的とりきめによつて割り当てられた土地は、各人に由つて管理されたり、この村落の形態は、いわばあるといふの村落の間の過渡的段階を示す（彼は、土地の「再分割」は、「共同的所有と個人的所有の間の過渡的段階」であると考えてゐる（p. 295）。従つて彼は、土地所有關係の歴史的形態については、あきらかに、自身の立場においての共存→（割替・再分割）→私有という系列において把握してゐるようと考えられる）。

第三の村落では、祖先との關係、村落の慣習的規制は消滅し、個人的権利は、「相對的なもの」ではなく、「絶對的なもの」であり、所有權の点では、あきらかに私有の優越を示してゐる。そして彼の所論において重要なことは、彼が、土地所有關係から考察したこの三つの村落の形態を、家族構成の分裂の過程とそれぞれ對應して理解してみると

じうことである。こうした点は、その具体的な批判はともかくとして、Hindu Law 研究者としての彼の意圖を明瞭に示していくと見えよう。彼は村落制度の起原を、その土地所有の面から、主として共同祖先に由來するものと考え、村落土地所有者の共有→私有の分解の過程を、土地所有關係における家族の分裂の形態と並行して考えたのである。そして彼は、以上の村落の諸形態を、具体的にインド各地について示していく。しかしこでは、こうした面における Mayne の所論の具体的検討を行う余裕はない。

最後に Mayne 自身の所有權に対する考え方について記しておくことは以上の説明をより明確にするであろう、彼は第七章の冒頭において次のように述べてくる。

「Hindus の所有權のシステムを理解しようと欲する研究者は、イギリス法から引き出されるあらゆる先入觀念を抜けでることからまずはじめなければならぬ。それらのものはたゞに不用であるばかりでなく、かえつて誤解に導くものとなるであろう。」(p. 293)

もすがに多年 Hindu Law の研究に従事、インド社会との接触の体験の深かつた彼は、まず以上のことを述べることを忘れなかつた。彼はまた、次のように述べてくる。

「イギリスにおいては、所有權 <ownership> は、一般に單一の、独立したものであり、無制限のものである。あるいはそれが共同的なもの <joint> とも考えられるかも知れないが、それは事實に反するものとなる。またそれは制限されたものであり得ようが、しかしそれは特別の場合、特別の規定のもとにおいてのみのことである。これに反して、インドにおいては、共有權 <joint ownership> が一般的である。……絶対的な、無制限な所有權、例えば所有者をしてその財産を自己の好むようにすることを可能ならしめるような所有權はむしろ例外

である。西洋においては、個人的財産が一般的なものであり、東洋においては、共同的財産 <corporate property> が一般的なものである。しかも兩者のシステムの間の差異は、現在では、たゞ直接の正反対の語をもつて表現され得るもののみであるが、兩者が同一の起源を持つていたといふことも、またかなりに確かなることであらう。たゞしかし、インドにおいては、その過古と現在とが存續してゐるのである。……」(p. 291)

とくにこの最後の敍述においては、Mayne の モーロッパ歴史法学の立場をそのまま継承してくるかのようである。しかし彼の場合は何よりも実際に觀察され、現實に適用されるべき Hindu Law の理解に、その問題の焦点があつたことはさうでもない。H. S. Maine が意圖した、わざ世界史的展望における古代法の問題は、J. D. Mayne において、少しく問題を狭められ乍らも、Hindu Law における現實の課題として、Maine 以後の豊富な資料を利用して、深められたといえよう。

しかし彼が、所有權のイギリス法的概念のインド社会への適用に対する警戒した正当さにもかゝわらず、また村落共同体と家族形態との一應の連関を考えてしかも歴史的に捉えようとしたにもかゝわらず、それが全社會構成における問題としてとり上げられなかつた点は、彼の所有權の問題を、村落あるいは家族そのものの内的問題として以上にほとんど出でさせなかつたといえよう。この點は Mayne 自身の問題のとらえ方によるにもせよ、本稿の問題史的視点からいへば、彼以前の所論の中にあるいわば dynamique な問題からあまりに收縮されすぎた觀がないでもない。しかしこの点は恐らく多少評價の基盤を異なる問題であろう。たゞ私は、十九世紀前半においてなされたインド社會構成へのするべく考察の一面が、その後の諸分野の研究の進展により、限られた問題の研究が深化する一方、やゝもすれば見失われがちであるとの一端を指摘したかつたまでである。むろん、以上のような限界内の

問題においては、あるが、インドにおける所有権の共同的形態を、一般的なものとして認め、他の村落形態における所有關係を、その歴史的分解の過程あるいは結果の所産とした彼の所論は、こゝでは具体的に批判することは可能なかつて、次にのべる Baden-Powell の最大の批判の対象となつたところでもある。

十 B. H. Baden-Powell のインド村落論について

Baden Henry Baden-Powell (1841—1901) が、一八六一年から一八八九年にわたつて、ペルシヤの Civil Service に在勤し、Forest Department に勤務した。彼は同地で数年間にわたり、Chief Court の審事も歴任し、またペルシヤの Civil Service との關係した。一八九二年にても屢々引用した “The Land-systems of British India, being a manual of the land-tenures and of the systems of land-revenue administration prevalent in the several provinces”³ Vols. Oxford 1892. 川字一千余部一冊にあらね著を發表した。この著は、イギリス専むべにギリスの土地政策 = revenue settlement を各地域にわたりて詳細に検討し、その基盤としてのインドの土地所有諸形態について考察したものであつて、この問題についてかつてなされた最大の研究であり、彼自身の語を借りるならば、 「土地所有と revenue ハスクハスの 1 種の Gazetteer」 であるねくあるのであり、今日なおその價値の大部 分を減じてゐない。この大著を要約したのが、一八九四年、ハーバード大学へ赴く英人官吏のために出版された “A Short Account of the Land Revenue and its administration in British India; with a sketch of Land Tenures,” Oxford 1894. 本書は、研究の上、もとよりハーバード民族に關する調査研究の成果をひらく入れて、土地所有

の間にあける村落構成を分析し、かくて從來の村落共同体論における土地所有關係の論著に対する反論を述べる。彼は一八九六年に “The Indian Village Community, examined with reference to the physical, ethnographic and historical conditions of the provinces; chiefly on the basis of the revenue settlement records and district manuals.” London. を刊行した。その著に見える村落論は、ノルマに整理擴大された形のものだ。彼には他の幾冊の著書も、多くは村落共同体の起原および發展に関する歴史的考察は別に “The origin and growth of the Village community of India” と題してある。

Baden-Powell の研究、多くは前二著がすぐれて現実的な課題として上げられたのである。イギリス支配以前のイングランドにおける土地所有關係の諸形態を考察したのも、彼の現実的問題の基盤としてある。落共同体への注目も、やうした觀点からとりあげられたのである。たとえば彼は、最初の大著の中や次のよう述べる。

「……ハムにおいて見出されるものとの異った土地所有についての一般的な起原論を提出しようとする企圖を意味するものと/orて誤解され、うけとられるのないように、私は望んでおきたい。そして、たとえそのような理論が可能であつたとしても、それが現實の土地行政の研究者にとって、有用であるかは、やむに問題である。」(Land-systems, I. p. 94)

従つて、彼の村落共同体への問題が、主としてその土地所有關係の面に多く向けられたのは当然のことであらう。そして、やがて述べたような十九世紀末に至るまでのイギリス人による諸調査諸研究の多角的な進展は、彼の研究をそれ以前のものとは比較にならぬほどの深さまで進める一助ともなつたのであつた。

Baden-Powell は、インドにおける土地所有の形態を、所有者の面において、村落の土地と地主の土地 \sim village estates and landlord estates \rangle とに分けて考察した。(やきにも述べた如く、十九世紀前半のイギリス人のあらわしの考察が、支配権力（國家・君主）——中間者階層（地主的）——（村落）——直接耕作者、という一連の系列において問題とされてきた。) ならば歴史的把握におけるその重要さには屢々言及してきた。しかし、しまや、現実の問題としては、十九世紀末すでに名実ともにインドの支配者として君臨しあわつたイギリス権力の地位からは、君主・国家の問題は、その現実的な直接の関心から除外されてもよかつたのである。たゞし、歴史的な問題の把握としては、このことは、自ら別問題であることはわざとらしく（もともとこれらは、君主のやぐれの論著として扱われたのである）。そして、インドの特徴的的土地保有形態の考察の対象としては、 \sim わばヨーロッパ的な意味での近代地主的 \sim 土地所有形態に対応する後者、すなわち landlord estates よりは、前者、すなむか Village estates が分析の主要な対象とされたのも当然であろう。そして彼がそのやぐれの論著を通じて、最も明瞭に指摘したのは、これを、土地所有の形態から joint or landlord village \sim raiyatwāri village と彼がよんだところの、二つの形態における村落における村落に分類したことである。

彼の考察はこの村落の二形態を基軸として、歴史的研究におよんでくる。一八九六年の “Village community” ではこの面が強く前面に押出されてくる。その概要についてはのちにゆずることとして、その結果は、從來の村落共同体論、とくに H. S. Maine 以後の \sim わゆる共有論への反論を明確に提示することとなつた。たゞ彼の立場は、アジア、ヨーロッパをも含めての、 \sim わば世界史的規模における共同体論争に自ら介入せず、その所論をインド社会の問題の限界内においてのみ強調したことは一應注意されよう（前述一三五頁参照）。しかし、インドに関する限り、彼の反論は頑強なものがあるのである。勿論彼は、現実の形態として、さらにイギリス支配以前の村落土地所有関係としての、

共有の事実を否定するのではない。彼は、個人的所有の優越する、彼のしわゆる raiyatwāri village の土地所有関係が、從來指摘される場合、それが共同体的共有関係の分解の過程なしは結果であると考えられてきた点を反駁するのであり、これに対して、インドにおいては、共有関係は歴史的後代の発生であり、Aryans に対してインドにおける先住民族の端緒的土地所有形態は、やはり raiyatwāri village のそれに照應するものであるとしているのである。この結論の導入において、彼が、インドにおける Aryans の移住、定着、發展の歴史、およびしわゆる Non-Aryan 諸種族の調査の当時における限りの成果を充分にとり入れておることは、本稿の問題歴史的觀點からも充分注意しておか必要があつた。Baden-Powell の村落論においては、わが国では「一二を除いてはほとんど紹介されていない」と述べてもよし程である。従つて以下、彼の廣大な研究の要点を、全く一瞥する程度において、ざっか述べておきたい。

〔Joint village と raiyatwāri village について〕 彼の村落論は從來の論者の單一な定型化への疑問にはじめられる。「注意されるべき第一の点は、『周知の事実である村落共同体』 とくらよくな單一の型は全く存在しない」ということであり、やむを得ず、村落制度は、多大の考慮を拂わずには、……Hindu Law の影響に歸せられるべきではないところなんである。」 (Land-systems, I, p. 105)

「ボン・ラーナ理論はやむを得ぬの障礙に直面するであろう、もつとも重要なことは、その理論が、到底承認され得ないような、一つの方向に一般化されてくる」ということである。それは、二つの型の村落——その一は共同あるのは共通の所有権の様相を持ち、他の一はそれを持たないところの——が認めなければならぬという事實を忘れてはゐないであら。」 (VII. Com., p. 3)

raiyatwāri village においては、その語の示すより、土地の共有は、「さがなる意味においても存在しない。」

従つて從來の諸説が、「土地の共有」を含めた意味において用ひた“community”なる語は、嚴密には適用され得ない。彼は次の如く云ふ。

「その “community” と云う呼稱は——る raiyatwāri village の場合には——ある一群の耕作者が、ある場所に定住したときに、……共通の利害關係をもつて、ある慣習によつて結ばれたような關係を示すのに用ひられた場合に限りのみ、正当に適用されるべきだ。」(Vil. Comm., p. 9)

raiyatwāri village は、通常は家族勞働による、時として小作人を用ひる individual cultivating holders によって構成されてゐる。耕作地はそれぞれ独立したものであり、個々の所有者にも村落的共有の觀念は全く存しない。賣買、移譲、入抵等も、各耕作者により自由に行われる (Account, p. 69)。revenue 支拂においても、村民の支拂不能その他の場合においても、各耕作者は、村落民としての連帶責任を負ねない (Land-systems, I, p. 154)。勿論その村落運營の内的機構として、村落の役人、村落に附隨する工人その他は、他の場合と同様に存在してゐる。しかしこの村落に特徴的ことは、首長 <village head> の權威の強さことであり、彼が村落内政において重要な役割を果すことをある。しかし、首長は決して全村落の土地所有者ではない (Account, pp. 67—70)。これららの型の村落は、彼によれば、現実的には、マドラス、ポンバーグ、ビラールおよび中央インドの諸地域に一般的であり、シングハルに或は zamindar 的な地主的所有の優越する以前には、かつてこの型が支配的であつたろうと述べてゐる。

joint village (彼はある個所では landlord or joint village なる名稱をもつて、よりひろい範疇において、述べてゐるが、こゝではそれについて詳しく述べる餘裕がないので、最も重要ないわゆる村落的共有に代表されたも

のにつれて述べる)においては、村落構成員は、個々の責任において村落から割りいたされた土地を耕作しているが、土地所有の觀念においては、それらはすべて村落全體に屬すと考えられてゐる。耕地の賣買、revenue 支拂において、村落の干渉が明瞭に行われる。村落構成は、ほとんど raiyatwāri 型と変らないが、役人、とくに首長の性質はかなり異なり、それはこの場合にはむしろ名譽職的であり、その權威も實質的なものではない。そして、「共同團體としての諸事の處理は、……panchayat によって行われる。」(Vil. Com., p. 24) (しかし彼は同時に、共同團體の上に位する權力との關係においては後代には、行政上の必要から首長的役割を代行する人物、たとえば村落における Patti の区分によつて lambardār、あるいはそれを統合するかの如き ala-lambardār が、さわば上部權力によつて、中間者として作出されたことについて述べてゐる—Vil. Com., p. 24—) これは興味ある問題にひらぬる、Baden-Powell によって与えられたところの、

Provinces	平 方 マ イ ル	1 平 方 マ イ ル 人 口 密 度	188 411 522		
				The panjab N.-W.Prs. Oudh	110,667 83,286 24,217
(計).....	218,170				

Separate ownership or raiyatwāri villages prevalent; traces of joint-villages once in existence locally, and from special causes.	Bengal	151,543	471		
	Bombay and Sindh	77,275 47,789	207 117		
	Madras	141,189	256		
	Ajmer	2,711	200		
	Coorg	1,583	109		
	Central Prs.	86,501	125		
	Berār	17,718	163		
	Assam	49,004	112		
(計).....	575,313				

Baden-Powell によって与えられたところの、
インド村落の二つの形態について、これ以上やれる紙数は許されない。たゞ上に、彼があげた兩型村落の地域的分布の概観の内容を轉載しておく。
(Vil. Com., p. 8)

なお彼は現実のインド各地域ごとに、その村落における土地所有關係の面における特質を記してゐるが (Land-systems, I, pp. 177—178) それにつ

ヒュンヘでは紙數の關係上省略する。

〔土地所有關係におけるインド村落の始源的形態、とくに raiyatwāri village など〕 以上にその一端を紹介しておいた彼の結論を導入した最も特徴的な方法は、Non-Aryan 諸種族に関する調査の利用と、インドにおむる Aryan 浸透の歴史的過程とその影響を考慮した點にある。彼に従えば、Dravidians をはじめ、他の Non-Aryans 諸種族が、最初に村落を形成した際には、「種族的結合のなんらかの觀念」はもつたにしても、「占有された土地についてはなんらの共同的なものの痕跡も見出されぬ」。(Vil. Com., p. 9) もとも「初期の Non-Aryan 村落」では「荒蕪地が共有され、あるいは土地の定期的割替が行われたと認めらるべき痕跡も全くない」と述べてゐる (Vil. Com., p. 11)。

彼はこの一つの結論を導き出すために、その前提の一つとして、インダにあわゆ地理的、自然的現象に対する考察を注意深く行ふ農耕生活と土地所有との関連を論じてゐる (“Village community” はあむる第11章 “The Geographical and physical features of India as affecting the movement of agricultural tribes and their forms of land-holding” (pp. 38—75) せ、これにあわせて論じてゐる)。そしてそれは、次に行なはれるところの、そなば、民族学的考察 (第11章 “Ethnographical considerations” (pp. 76—126) がそれである) によって Aryans, Jāts, Gujars 等後代移住民族に対して、先住民たる Tibeto-Burmans, Kolarians, Dravidians 諸族等とのことの分類そのものは、今日ではさうじろ問題があるうが、彼の時代においては、当然な限界を示していよいよ) 論述、定着農耕生活が Aryans 定住以前、先住民の一部となりかなりの程度まで行われていたことに及び、Aryan の浸透定着の歴史的過程における、先住民に対する Hindu 始体制の方々面における影響について考察する。その結果、彼は次の如く述べてゐる。

「Aryan 的要素に対する過度の排他的なまでの注意が、その一つの結果として、地主および他の高級カーストのもの財産の保有形態に対する注目を、ほとんど他のあらゆるもののも排除してしまし、よびおこしたのである。このことから『村落共同体』——共有村落、すなわち村落土地保有の一つの特殊な型、を意味する——に至る。あたかもそれが、インドの農業生活の唯一の現象であつたかのように語られるに至つたのである。そしてそうした見地から、この村落の形態こそ、必然的に primitive なものしかも普遍的なものでなければならぬ」という結論に入らざるを得なかつたのである」(Vil. Com., p. 93)

以上のような前提的諸考察により、起原論の外廓を形成した彼は、次に Non-Aryans, Aryans および後代移住 Mohammedan 諸種族について、その土地保有の慣習の面によつて詳細な考察を含む (“Village community” における第四章 “Customs regarding land-holding observed among non-Aryan races” (pp. 130—182) および第五章 “The Aryan and later conquering races and their connection with the land” (pp. 183—224) せんそよひれど)。即ち Non-Aryan 諸種族における土地所有關係の共同的形態の存在しなどなどを述べて、彼は次のように述べてゐる。「われが一度われわれは指摘せざるを得なかつた。村落における個人的所有は、むしろ Non-Aryan 種族が最も廣く分布しております、しかもほんやく [Aryan 的影響に] 妨げられなかつたところの諸地方における特徴的なものである、むしろのことをいふ。」(Vil. Com., p. 183)

さらに彼は、Aryans による Hindu 的體制の確立につれて述べ、「われわれ joint village の形成の過程にられてゆることであるが、その際、從來の諸学者により引用論議されたところのマヌ法典の記載に対する彼の見解をも述べる。」と述べながら (Vil. Com., pp. 204—209; Land-systems, I, pp. 127—129)。ヤコブ revenue 徵收のシステムがムガール帝

國統治に負うところの多くに比して“Mohammedans”の浸透によって、土地の惠與により、ある者は徵收請負制により、新しい地主的階層を生む結果はあつたが、村落の土地所有形態は大きな影響を受けなかつたところにもかれでしる。されにしる、インド村落の土地所有關係の始源的形態は、彼の如き raiyatwāri 型こそそれであり、少くとも Non-Aryans 諸族の村落におけるはの形態にあつたといふ joint village は必ずしも共有的關係ば、Aryanas および後代の諸種族の移住、侵入等による多角的な結果に由として由來することを論證したものである。

〔joint-village の形成について〕 彼は以上の論点から、より後代の成立と考えた joint village の形成過程についても、大體次の三つに分けて考察する（彼の著によりその間に異同があつた、ノハドは并として最後の著 “village community” とする）。

第一の場合は、種族的または民族的集團によつて、征服、あるいは平和的移住=定着の形式とは云はず、それは “Tribal village” および “Clan village” とも稱せらるゝ（Account, p. 92; Vil. Com., p. 31, pp. 225—227）やおつ、やの結合の原則は、種族的あるいは氏族的關係に貫ぬかれてしる。しかしこの場合は、村落そのものは、むしろ第一義的であり、種族・氏族的結合の地域的範囲がむしろ問題であつ（Vil. Com., p. 28）。また村落の一部の構成員が、種族（氏族）的結合關係をもつてゐる場合を見ひれども、この關係は必ずしも joint village の型に導かれる要因ではな（Vil. Com., p. 227）。少くとも初期の Dravidians, Colarians の如きは、可耕地の廣はん在のために、その結合關係は、むしろ共同開拓などの実際的労働團体をもつて強くあつた（なんじんじん土地共有との關係について、彼は明確に述べてゐないが）共有觀念は、むしろ後期の Aryans, Jats, Gujars による征服關係の場合に見ひれ

Non-Aryans の種族（氏族）的結合に類するものである。raiyatwari village を形成したと考へられるに、彼は開拓されたり（Vil. Com., pp. 225—227, p. 239）（たゞ）の考察は E. de Laveleye の共同開拓説を批判したのが Levinsky の所論（前註）。この第一の方式によるものに顯著な例は、ペルシヤー國境地方の joint village である（前註 1111 註）。この型に特徴的な財産分配の、彼の如き Bhāīchārā ハステムにて興味ある叙述をなしてゐる（Vil. Com., p. 28）。

第二の方式は、この個人の創設に由來するものである。國家によれど、土地の個人への惠與、新しくはムガール體制下における revenue 諸負制の事實上の地主制化、また支配權力的家族の分解等の場合（例えばムガール朝下の Hindu Rājas もねど Rājput の如きのが用いられる）などがその例であつて、その子孫は、家族的相続における慣習規範によつて、彼の如きの Patidāri 人々（いわばのこだせ、Vil. Com., pp. 29—32; Account, pp. 81—83）に多く從つて、土地が、共同關係によつて、事實上の分離をや否。この點は、United Prs. に最も多く記入される（この點については、第七章 “Joint-villages arising from foundation by individuals” (pp. 293—327) 參照）。

第三の場合は、種族（氏族）的結合による共同關係、一團の移住者たる支配者による關係、あるいは共同防衛、相互援助等の種々の關係があつて、この如きの結合された村落の場合はねど（Vil. Com., pp. 323—27, p. 28）。これは例えばマラバーユ Tamil 地方によつて、その存在を推定し得る。この地方では、現在は raiyatwari 型が一般であつて、joint-village せるの痕跡をうかゞて得るにしかねない。分離の方式は前に挙げた黒つて種々である。またその結合の要因から、かつて共同耕作が行われた場合も考えらる（Vil. Com., p. 32）。

Baden-Powell の廣はんにわたる詳細なる論考を手際よく要約するのは、僅かな紙数ではほとんど不可能である。しかし、インド村落共同体の研究史上において、彼の所論が從來の諸論と異なる点は、以上の雑然たる紹介からも少しほは知られよう。くり返していふならば、從來の通説的見解（とくに H. S. Maine 以後の）が、インドにおける村落の土地所有関係を、彼のいう意味での joint-village 的形態においてのみ把握してきたことを批判し、土地の individual cultivating holders による個人的所有の上にたつ raiyatwari village の型の、現實における廣はんな存在を指摘したのであり、わいに通説が、村落土地所有の始源的形態を共有にもとめ、現実的な私的所有をその崩壊の過程ないしは結果として解釋しようとしたのに對して、個人的私有こそ所有の始源的形態であり、インド村落における土地共有關係は、歴史的に、むしろ後代の Hindu, Mohammedan 的要素の様々の影響に結果するものが多じこと、を想定したのである。

彼の方法において、そして以上の結論を導き出すことにおいて最も重要なのは、從來の所説にみられなかつたところの、インドにおける Aryans やよび Mohammedans の浸透の過程を重視したこと、わいにそれと関連してインド先住諸種族に注目したことである。そしてこのことは、十九世紀後半より末葉にかけてのインド研究の諸分野における進展の成果を繼承し得た点において、はじめて可能だつたのである。彼によつて指摘されたところの、印度における raiyatwari village の（念のためにくり返しておくが、イギリス権力による Settlement System の結果としてばかりではなく）廣はんな存在の事實と、その歴史的解明は、おそらく簡単には否定し得ないものであり、彼の最大の業績と考えられよう。

しかしこの事実の確認から、彼がさらに歴史的視点からインドにおける土地所有の始源的形態の問題にその考察を

進めたとき、彼の所論は、從來の共有論に対する全面的な反論となつていつた。彼自身、全人類史的意味における財産起源論的問題に參加することに對してきわめて慎重であつた（前述一三五頁）にもかゝらず、これがその論争におけるいわば私有論の有力な根拠としてとり上げられたことは、彼以後の二三の論考をみても明らかなるところである。（そして、この点について彼の詳細な論考における反論については、私は殘念乍ら、まだまとまつたものを知らない。）¹。ゲルマンに関するこの論争が、有名なものとなりてゐるだけに、この Baden-Powell の結論も、同様に批判されるべき点をもつてゐると思うが、それはあくまで、彼の具體的分析の過程と方法について正當に述べらるべきであろう。）本稿では彼自身のこの面での詳論を紹介する余裕はほとんどなかつたが、インド村落の土地所有権の問題を論ずるに當り、彼の方法は果して完全なものといえるのであらうか。所有権の概念、それのもつ諸属性に対する彼の規定は、彼においては必ずしも明瞭とはいえない。近代的所有権と、イギリス支配以前におけるインドの所有に対する觀念の分析もきわめて個別的にしか論じられていない。さらに、集團としての種族（氏族）あるいは村落的結合と、直接耕作者たる家族（個人）との歴史的結合と分解の過程に対する彼の論理はほとんどあいまいである。こうした方法的基本盤のいわば、あいまいさは、彼が具體的に、いかに数々の諸種族の土地所有に対する觀念を列挙したとしても、依然として、土地保有における私有か團體的共有かの問題を、決定的には断定し得ない疑点を讀者に與えていることは否み得ないであらう。さらに問題は残されている。村落内における土地所有権の分析のみが、それ自體において完全な結論を導き得るだけの決定性を、果してインド社会の歴史的研究において認め得るであらうか。所有権の所在（インドにおける歴史的な意味での、所有権の概念を「應認めたとして」）は、インド社会においては、これとは別の面から、いゝかえれば支配権力——（中間者階層）——（村落）——直接耕作者の系列における、社会構成の支配、被支配の歴史的構造

との密接な関連において、はじめて正当な把握が可能なのではあるまいか。村落内での土地保有の実態と、支配に從属の歴史的権力構成における土地保有関係とは、一應別個の領域と考えられ乍らも、インドにおいては関連しているのであり、むしろその相互関係こそ、いわばアジア的社會としてのインド社會の歴史的特質をとく一つの重要な鍵なのであるまいか。Baden-Powell の歴史的考察を、こうした視点から考えるときには、少くとも私は、かなりの不満を感じざるを得ないのである。勿論、彼自身の意図と目的からインド村落論を考究した Baden-Powell にとっては、以上の如き觀点からの批判は無用であるかも知れない。そして、われわれ自身の視点からインドにおける村落の諸問題を、インド社會構成の歴史的問題として考察しようとするときにはこの不満も許されると思う。勿論彼の残した精力的なこれらの業績が、その詳細な分析において、われわれの研究に寄與してくれるところが多いであろうことも、これまで疑いないとところもあるが。しかしこれらの點についてはいずれ稿をあらためて考えてみたい。

八あとがき

以上、きわめて概略的にであつたが、イギリス人による、十九世紀における、インド村落共同體に関する諸論考について述べてきた。わが国における資料の欠除と私自身の學問的蓄積の貧しさとから、以上にとり上げた対象はあるいは群水中の数塊にすぎないかも知れないし、また紙數の制約上その内容の紹介、批判が著しく皮相的なものに終つていることも、遺憾乍ら認めざるを得ない。さらに念のために述べておくが、本稿は決してインド村落研究の系譜における「發展」を認めようと意図したものではない。すでに述べてきたとおりに、それぞれの論考の問題の視点そ

分析の方法は様々であり、そこに研究史における一つの、いわば発展の、具体的系列を認めるることは困難であり、またそう割切ることは、以上にあげた諸論考に対する評價を決して正当化し得ないと思うからである。従つて私は、各論考の成立し得た背後の諸條件と、各論者における問題意識とその方法的基盤とを常に問題としてきたのであり、そのために、決してある固定した批判的視点からのみ分析しようと試みたのではない。従つて、そこに系列的な发展史的結論は明確にはなされていないし、またそうする方が、むしろ私の問題としては、正当な方法であると考えたのである。その具體的な意味は、各節において少しづゝでも述べられていると思う。そして、そのことは、私が本稿を、一つの問題としてよりは、むしろ他の歴史的諸問題を解明するための前提的覚書として記しておきたかった事情によるところが多いからである。従つて、こゝでは、以上の考察の結論を総合的に叙述することはあえてさけておきたいと考える。以上の諸論考における、こゝではふれることのできなかつた内容上の具體的叙述あるいは論点は、今後私の計画している諸問題の解明の中においてふえんされるであろう。たゞそのためにも、いく分はさきの叙述とも重なるかも知れないが、次のことだけは述べておきたい。

インドにおける村落の土地所有の問題が、それ自體のみの問題として理解され得るのは、私の考えによれば、イギリス権力による、インドにおける近代的、土地所有關係の導入以後のことにして、主として属するであろう。そして、それは、インド社会構成全般との関連において、はじめて十全の理解がなさるべきであろうと考えるのである。狹義の財産起源論的立場からいいうならば、歴史における支配・被支配の権力諸關係の未分化、あるいは分化の一一定の限界の場として、農耕生活それ自體の内部における分析もそのまゝ可能ではある。しかし、少くともインドにおける古代社

会から、ムガール的体制に至る歴史の過程においては、村落それ自體の土地保有（あるいはひろく村落社会構成）の問題は、決してそれ自體の分析のみでは完結的とはいえないと思う。それは支配権力（國家・君主）—（中間者階層）—（村落）—直接耕作者という、支配 \parallel 従属の一連の系列において、とくに verwelkende revenue の問題とも関連して、問題とされて、はじめて十全の理解に到達し得るものであろう。そして、私のこうした考えが、すでに本稿の叙述に当つても、例えば十九世紀前半の諸論考の評價において、屢々その底にあらわれてゐることはいうまでもない。

また、村落構成の諸問題が、以上の歴史的理解において集中的に表現されるべき土地保有關係においてのみ把握されることによつて、村落構成における他の諸機能、例えばその自治的体制あるいは自足的諸關係が、不當に見失われるといふことも正当ではない。とくに村落内での土地保有關係における共有か私有かという諸論争が、こうした問題をその背後に後退させたという傾向については、本稿叙述の中でもときによれておいた。村落内における土地所有の、いわば近代的諸關係の成立の過程においても、インド村落のこうした諸システムが廣はんに残存されていつたといふ問題こそ、すぐれて現実的課題の存する一面である。このことは、インド社会を、單に過去の問題として理解しようと/or>するのではなく、現実的なアジア社会の問題として考察しようとするとき、最も重要な課題の一つとなるであろう。

ところで、本稿は、十九世紀末の Baden-Powell の研究をもつて一應終らなければならなかつた。二十世紀以降、インド村落の問題は、歴史的課題としてよりは、すぐれて現実的課題として、とくにインド人自身の手によつて、とり上げられてきてゐる。勿論その中には、本稿の諸論著と関連して、あるいはそれらを批判しつゝ、歴史的課題としての村落共同體の問題をとりあげてゐるものもある。しかし私自身の研究の現在の段階においては、未だそれらを充

分にとり上げるまでには到底到つていなしし、それらはすべて將來の課題である。インドの地を知らず、インド社會の實態にふれた體験を自ら持たない私としては、現實的な課題を切實に意識してはいながらも、かえつてそれを自分の頭の中で割切りてしまうことの危險性に對しても躊躇せずにはいられない氣がする。だが、本稿に示したような方法からインド史の課題、いやインドの問題に入つてゆくのも、現在の私にとって、一つの可能な途ではあり得よう。そして、貧困な内容ではあるがこうした覺書を記すことによつて、私のインド研究の出発点における誤謬をいさゝかでも指摘していくことができれば、心からうれしいと思うのである。（一九五〇年七月初稿、五一年二月改稿）